

ケアマネジメントの質の向上に活用できる仕組み

三鷹市には、自立支援や重度化防止に取り組むケアマネジャーやサービス提供事業者を支援するため、次のような仕組みがあります。積極的に活用しましょう。

1 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、包括的かつ継続的な支援を行う介護保険制度上の機関として、市内7か所に設置されています。社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等がその専門知識や技術を互いに活かしながらチームで活動し、高齢者の総合相談、権利擁護、地域の支援体制づくり、介護予防支援のほか、地域のケアマネジャーへの支援も担っています。相談を受けた地域包括支援センターは、市の関係部署をはじめ、適切な機関等と連携して支援をしていきますので、日頃から連携を図るようにしましょう。

地域包括支援センター等のご案内（三鷹市ホームページ）
https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/000/000934.html



2 ケア専門職交流会（東部・中部・西部）

市内7か所の地域包括支援センターに配置されている主任ケアマネジャーが主催し、毎月3ブロックのいずれかで開催しています。ケアマネジャーに限らず、支援を行うすべての専門職が参加し、情報共有や地域に根ざした研修、ケース研究等を行っています。地域を知り、多職種連携を深めることで、自身のスキルアップができる身近な機会です。包括ニュースなどで募集していますので、積極的に参加しましょう。

3 地域包括ケア会議

医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員などの多様な関係者が協働し、ケアマネジメント支援を通じて、要介護者等の住み慣れた地域での生活を地域全体で支援することを目的とした会議です。相談したい事例があるときは、地域包括支援センターに相談してみましょう。相談する中で、ケースの課題が整理されたり、会議を開催することで、支援のネットワークが広がることもあります。

また、「地域の中にこういった仕組みがあると良い。」「この資源が足りない。」などの相談は、地域課題として蓄積され、課題解決へ向けた新たな仕組みづくりに活用していきます。地域資源が十分にあるか、活用されているかという視点で、常にアンテナを張りながら、地域包括ケア会議を活用しましょう。

4 主任ケアマネジャー

ケアマネジャーの業務に対し、十分な知識・経験を持ち、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な知識と技術をあわせ持つと認められたケアマネジャーです。三鷹市では、所属する事業所外の地域のケアマネジャーからの相談対応や地域課題の解決に主任ケアマネジャーが参画することを大いに期待しています。自身のケース対応などについて、困ったことがあったら、主任ケアマネジャーに相談してみましょう。新たな気づきを得られるかもしれません。

5 在宅医療・介護連携支援窓口「連携窓口みたか」

医療や介護が必要になっても、安心して在宅での生活を続けることができるよう、医療・介護関係者の相互理解をすすめ、連携を支援しています。主に、在宅療養に関する支援をするうえでの関係機関との調整や社会資源の情報提供などを行っています。必要があるときは、退院時カンファレンス等にも担当が同席できます。在宅支援をするときに悩むことがあれば、相談してみましょう。

連携窓口寄せられた相談は、連携課題として蓄積され、三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会において課題解決へ向けた取組に活用していきます。

在宅医療・介護連携支援窓口「連携窓口みたか」（三鷹市ホームページ）
https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/069/069711.html



6 三鷹市在宅療養後方支援病床利用事業

市内在住の在宅療養者に一時的に入院が必要になった際、かかりつけ医の判断のもとに利用できます。利用対象者となるのは、要介護1～5で訪問診療または往診を受けている方です。入院の必要性については、かかりつけ医の先生に意見を確認してみましょう。対象者かどうか分からない、事業の仕組みについて分からないなど、利用するうえでの詳細は、「連携窓口みたか」または高齢者支援課高齢者支援係に相談してみましょう。

在宅療養者の後方支援病床利用事業（三鷹市ホームページ）
https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/069/069709.html



7 権利擁護センターみたか（三鷹市社会福祉協議会）

福祉サービスの利用や日常の金銭管理をサポートします。軽度の認知症があっても、事業内容を理解し、契約できる判断能力があれば利用できます。担当者が毎月1～2回程度訪問し、郵便物の確認、公共料金や介護費用等の支払い代行等を行います。判断能力が低下した場合は成年後見制度の利用をサポートします。相談は無料ですが、契約後のサービスは有料です。独居の方などのサポートに困った場合は相談してみましょう。

権利擁護センター三鷹（三鷹市社会福祉協議会ホームページ）
<http://www.mitakashakyo.or.jp/yougo.html>



8 ケアプラン点検

三鷹市では、市内のケアマネジャーを対象に給付適正化事業の一環であるケアプラン点検を行っています。ケアプラン点検の主な目的は、ケアプランが利用者本人の「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、ケアマネジャーと保険者が共に検証しながら、より本人の望む生活が見えるようなケアプランとなるように実施するものです。双方が意見を出し合い、ケアプランについて話し合うことで、ケアマネジメント力の向上を目指すものであり、指摘や指導を目的とするものではありません。日頃の悩みやつまづきを共有する場として捉え、積極的な姿勢でのぞみましょう。

9 集団指導

三鷹市では居宅介護支援事業所や、サービス提供事業者に対し、定期的に集団指導を行っています。集団指導の主な目的は、介護給付等のサービスの取扱い、介護報酬の請求、設備及び運営等に関する事項について周知徹底を図ることです。ケアマネジャーやサービス提供事業者にとっては、制度改正についてなど、分からないことや疑問に思っていることを解消できる場となります。遠慮なく質問できますので、積極的に活用しましょう。

10 実地指導

実施指導は、三鷹市の担当者が、指定期間内に1回以上、居宅介護支援事業所やサービス提供事業所を訪問し、書類の確認やヒアリングをもとに、事業者や事業所の運営及び介護報酬の請求について確認することで、介護保険制度の適正化とよりよいケアの実現を図るものです。三鷹市に対し、利用者などから苦情が寄せられた場合にも、随時で実施する場合があります。

三鷹市ケアマネジメントに関する基本方針【別冊】

実地指導において、改善が必要と認められる事項などがあった場合には、指導を受け、改善することとなります。事故等が起こってしまう前に、事業者自らが前向きに改善に取り組むことで、利用者とのさらなる信頼関係を築くことができます。

11 三鷹市介護保険事業者連絡協議会

介護事業者の横断的なネットワークの構築と情報共有、そして質の向上を目的とした職能団体です。運営は会員事業者自らが行っており、居宅介護支援事業者部会、施設サービス事業者部会、訪問サービス事業者部会、福祉用具事業者部会の4つの専門部会と役員会で構成されています。それぞれの部会幹事を中心に、研修の企画運営、課題の整理や解決のための検討、情報共有などを行っているほか、定期的にイベントも開催しています。

12 ICTの活用に関する仕組み

□ 三鷹市介護・医療・地域資源情報検索サイト「三鷹かよおっと」

介護保険サービス事業所や訪問診療などの医療機関の情報、通いの場、趣味のサークル活動など、高齢者が参加・利用できる場所を簡単に探せる検索サイトです。事業所向けのお知らせや研修案内の掲載もあります。積極的に活用して情報収集しましょう。

三鷹市介護・医療・地域資源情報検索サイト「三鷹かよおっと」
<https://chiiki-kaigo.casio.jp/mitaka>



□ 連絡帳みたかい（MCS）

地域包括ケアに関わる多職種および利用者・家族の間でコミュニケーションを行うためのシステムです。連絡帳みたかい（MCS）を活用し、支援のネットワークのコミュニケーションを促進しましょう。利用にあたっての手続きは、三鷹市医師会のホームページを確認してください。ケアチームのコミュニケーション促進が図れるほか、自由グループをつくってネットワークを広げることで、三鷹市の強みである横のつながりも強化されます。

地域包括ケア> 連絡帳みたかい（三鷹市医師会ホームページ）
<https://www.mitakashi-ishikai.or.jp/chiiki#ttl-navi01>



この他にも、地域にはさまざまな資源や仕組みがあります。

積極的に活用しましょう。